

事務局報告にかかる議事概要

1 開催日時及び場所

平成25年1月24日(木)定例教育委員会終了後、午後2時30分～午後3時50分
教育委員会室

2 出席者

教育委員会定例会出席者

3 事務局報告の概要

(1) 第2次岐阜県教育ビジョンの策定について

教育総務課長が、第2次岐阜県教育ビジョンの策定について説明し、意見交換を行った。

(教育長から説明)

- ・平成25年度までの現行の教育ビジョンの計画期間が終わる。この5年間、少子化が止まらず、特に郡部では少子化がかなり進んでいる。
- ・東日本大震災から丸2年が経ち、その影響が薄まってきていたが、政権もかわり、学校教育制度やこれまでの教育の歴史・伝統が大きく変わるのではないかと懸念している。
- ・岐阜県としては、次期ビジョンにおいて、義務教育・高等学校教育・特別支援教育の3つに重点を置きたい。
- ・義務教育段階における学力に関しては、市町村が主体であるが、教育としては避けられない分野であり県としても力を入れたい。
- ・高校教育は多様化しているにも関わらず、制度改革が進んでいない。「生徒いきいきプラン」で統合を行ったが、次の改革をせざるを得ない。
- ・特別支援教育は、人口が減っているが障がいのある子どもが増えており、通常学級にも障がいのある児童生徒が増えている。その手立てが必要である。
- ・前は、1回目の教育ビジョンであったため、大人数の外部有識者による委員会を立ち上げ議論した。一方、定例教育委員会ではあまり議論をしなかったことは反省している。
- ・今回は、教育委員会でしっかりと議論していきたい。そのために、必要なデータは事務局で準備するので言っていただきたい。
- ・国の教育改革が早急に進んでしまい、対応が遅れが出ないように気を付けたい。

(委員からの主な意見等)

- ・1月22日の会議(東京)に参加し、国が本格的に教育対策に取り組もうとしていると感じた。
- ・宮城県では、震災によりすべてを失った。今後、学校づくりからビジョン作成まで、一からやらなければならない。彼らが、何を考えて学校づくり・ビジョンづくりをするのか、参考にするといい。
- ・国の教育改革が急ピッチに進むと、この場での議論が意味を失くしてしまう可能性も出てくる。スケジュール等に注意を払う必要がある。

(教育長から補足説明)

- ・22, 23日の会議(東京)において、フィンランド共和国・シンガポール・韓国の研究報告があった。これらの国で、なぜ教育改革が進んでいるかということ、それぞれが危機感を持っていたからである。日本は、「改革」と言っているが、危機感が薄い。しかし、今回、国はかなり大胆な教育改革を行う可能性がある。教育委員会でも、大胆な意見を言ってもらいたい。

ホームページ公開

- ・今日のこの資料は、既存のルールで進むことが大前提で作られている。6・3・3・4制を考え直したり、教育委員会制度をどう考えているのかの議論も必要である。子どもたちや保護者の意見も踏まえて考えていく必要もある。

(教育長から補足説明)

- ・6・3・3・4制についても、議論の対象になるであろう。また、必要に応じて外部からゲストも呼べる。今回の策定は、前回とは違うものを考えている。ここでの議論は、既存の枠組を取り去って、先端的なことを話し合ってもらえればと思う。定例教育委員会以外にも、時間がある時にご意見をいただきたい。
- ・今回のビジョンは総花的にならず、先程の3つの大きな方向性を示していくというものにしたい。
- ・教育も、もう大きな変革なしで進める時代は終わったと思っているし、大きな変わり目に来たと考えている。平成30年以降のことを考えると、「こうしなければならない」という方向性を示さなくてはならない。義務教育・高校教育・特別支援教育は、教育委員会が持っている大きな分野である。今後、中高一貫校だけでなく、高校・特別支援学校が一体となった形(インクルーシブ教育)も出てくるかもしれない。

(2)教育委員会制度の在り方について

教育総務課長が、教育委員会制度の国等における議論の状況や岐阜県の取組状況について報告し、意見交換を行った。

(教育長から補足説明)

- ・地方教育行政の在り方については、23日に東京で行われた全国都道府県教育長会議で、文部科学省初等中等局長から、従来から課題が指摘されていること、教育再生実行会議において今後議論が行われる予定であること等の説明があり、その資料を配布している。
- ・教育委員から、率直なご意見をいただきたい。

(委員からの主な意見等)

- ・教育委員として実際に教育行政に携わってみて、定例教育委員会は、決まりきったことを形式的に議論しているのではなく、一つ一つのことを丁寧に審議して決めていることがわかった。現行制度にもメリットとデメリットがある。新たに議論されていく仕組みについても、メリットとデメリットがあり、現行制度よりも優れているものかどうか、よく検証する必要がある。
- ・教育委員会の根本は、子どものためを思うという点に尽きると思う。大津市のいじめ問題では、教育委員会が矢面に立ったが、教育委員の資質の問題だということであれば、交代も考える必要がある。制度の見直しにあたっては、教育委員が役立つ場面を探るといような、前向きな検討を行ってほしい。
- ・日本の教育制度においては、大学の入口が狭く出口が広いという、世界各国と比べて根本的な違いがあり、教育の在り方にも影響を与えているのではないかと。こうした根本的な点の議論をしていくことも必要である。教育委員が、第2次教育ビジョンについて、議論する場を設けることは有意義であり、定例教育委員会以外の別のテーブルを設けることも一案である。
- ・東海北陸ブロックの他県の教育委員会では、会議の回数や視察の回数が岐阜県よりも多かったり、教育委員会のフロアに教育委員のデスクがあり、そこで事務局からのレクチャーを受けたり、調べ物をしたりできるところもあると聞いている。教育委員会の運営の仕方には、まだ、工夫の余地があるのではないかと。
- ・現行制度の良さは、レイマンコントロールの点にあり、教育委員の人選が一番のポイントとなる。他県では教員のOBが教育委員になっているところが多いが、岐阜県では、各界の個性的な方が教育委員に就任されていて、事務局では出そうもない意見が出る。岐阜県では、レイマンコントロールがうまく機能している。まずは、現行の制度の中で、運用面でできることを行うべきである。今回の教育ビジョンの改訂にあたっての教育委員会での手厚い議論や、必要に応じて教育現場の視察を増やした

ホームページ公開

り、知事部局や知事との意見交換の場を設けて、首長と緊張感を持ちながら連携を図っていくなど、改善を図っていききたい。

- ・ 定例教育委員会会議では、主に法令に照らして、事務局が提案する議案の適・不適を審議しているが、こういったことは教育長に権限を委任し、教育委員は、教育のあり方などについて議論を行う役割を担う方がよい。
- ・ 教育委員会における審議が形骸化しているとの批判があるが、教育委員長と教育長の違いや、教育委員会において重要な決定をしているということが分かるよう、広報を工夫していく必要がある。

(3) 体罰への取組の現状と今後の方針について

教職員課長から、体罰への取組の現状と今後の方針について報告し、意見交換を行った。

(委員からの主な意見)

- ・ 子どもが体罰について、行き過ぎであると受け止めるかどうかは、教師と子どもの信頼関係に基づくところがあり、ケースバイケースである。保護者のリアクション次第では、部活動自体が立ちゆかないケースもあり得る。十把一絡げではなく、丁寧に一つ一つの事例を検証していく必要がある。
- ・ 企業では、教職員や公務員と同様に飲酒運転などの不祥事はあり得るが、体罰だけはない。教員の特殊事情ともいえ、より一層教員の自覚を促していく必要がある。

(4) 平成 2 4 年第 5 回岐阜県議会定例会における審議結果について

(5) 平成 2 4 年第 5 回岐阜県議会教育警察委員会の概要について

教育総務課長から、県議会における審議結果及び県議会教育警察委員会の概要について報告した。

(特に意見なし)

(6) 平成 2 4 年度教育委員行事予定について

教育総務課長から、昨月からの変更点等について説明を行った。また、県有文化施設における企画展の開催について紹介するとともに、2月に行われる教育委員会県外視察(三重県内)の行程を報告した。

(特に意見なし)

以上